

国立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年 1 2 月国立市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。